

10年保存
機密性 1
令和8年4月1日 令和18年3月31日

基 発 0327 第 12 号
令 和 8 年 3 月 27 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

労働者災害補償保険における意見書等の費用の一部改正について

標記について、昭和45年5月27日付け基発第414号「労働者災害補償保険法第47条の2の規定による受診命令の取扱いについて」（最終改正：平成8年7月24日付け基発第479号）等、各種通達により取り扱ってきたところであるが、「障害（補償）等給付に係る診断書様式等に関する検討会」の議論を踏まえ、意見書等の費用を下記のとおり改め、令和8年6月1日以降の診療に適用することとしたので、了知の上、医療機関等に周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏なきを期されたい。

記

- 昭和45年5月27日付け基発第414号の改正について
 - 通達の記の3表中、「一般的な医学的事項7,000円」を「一般的な医学的事項8,000円」に改める。
 - 通達の記の3表中、「特に高度な医学的事項20,000円」を「特に高度な医学的事項22,000円」に改める。
- 昭和56年9月2日付け基発第555号の改正について
 - 通達の記の2の（1）本文中、「診断書に要する費用の支給額は、正本1部につき、前記1の（1）は4,000円とし、及び1の（2）は5,000円とする」を「診断書に要する費用の支給額は、前記1の（1）イ及びロは7,000円とし、ハ～ヌ及び1の（2）は6,000円とする」に改める。

(2) 通達の記の4本文中、「休業(補償)給付請求書における診療担当医の休業に関する証明に要する費用の支給額は、正本1部につき、2,000円とし」を「休業(補償)給付請求書における診療担当医の休業に関する証明に要する費用の支給額は、2,200円とし」に改める。

(3) 通達の記の4本文中、「看護の給付の看護費用の額の証明書における医師又は歯科医師の看護に関する証明に要する費用の支給額は、正本1部につき1,000円とする」を「看護の給付の看護費用の額の証明書における医師又は歯科医師の看護に関する証明に要する費用の支給額は、1,100円とする」に改める。

3 昭和57年6月2日付け基発第384号の改正について

(1) 通達の記の2(1)本文中、「診断書料として1件につき3,000円」を「診断書料として1件につき4,000円」に改める。

(2) 通達の記の2(1)本文中、「**「**施術効果の評価表**」**が添付された場合の診断書料は4,000円」を「**「**施術効果の評価表**」**が添付された場合の診断書料は5,000円」に改める。

4 昭和60年4月5日付け基発第182号の改正について

(1) 通達の記の2(2)を削除する。

(2) 通達の本文中、「都道府県労働基準局長」を「都道府県労働局長」に改める。

(3) 通達の記の3(2)イ(イ)本文中の**「**なお書き**」**を削除する。

(4) 通達の記の3(2)イ(ロ)本文中の**「**及びR I C地方事務所長**」**を削除する。

(5) 通達の記の3(2)ロ(イ)本文中の**「**診機様式第16号**」**を**「**診機様式第1号の3**」**に改める。

5 平成8年7月24日付け基発第479号の改正について

(1) 通達の前文、記の2(2)本文及び別表2について、平成13年11月1日付け基発第952号による改定を反映させる。

(2) 通達の別表1中、「一般的な医学的事項7,000円」を「一般的な医学的事項8,000円」に、「特に高度な医学的事項20,000円」を「特に高度な医学的事項22,000円」改める。

(3) 通達の本文中及び別表2中、「都道府県労働基準局長」を「都道府県労働局長」に改める。

(4) 通達の別表2中、平成13年11月1日付け基発第952号による改定を反映させる。

(5) 通達の別表2中、「20,000円～50,000円」を「22,000円～55,000円」に、「20,000円～300,000円」を「22,000円～330,000円」に、「20,000円～200,000円」を「22,000円～220,000円」に、「50,000円～200,000円」を「55,000円～220,000円」に、「3,000円～10,000円」を「3,300円～11,000円」にそれぞれ改める。

(6) 通達の別表2中、「20,000円」を「22,000円」に、「50,000円」を「55,000円」にそれぞれ改める。

6 平成18年7月26日付け基発第0726006号の改正について

(1) 通達の記の1(3)本文中、「意見書等を求める事項を、高度な医学的事項ごとに区分し、別表1」を「平成8年7月24日付け基発第479号「労災保険給付に関して専門医等に意見を求めた場合の意見書料等並びに労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第3号に規定する鑑定に係る鑑定料等の改定について」(以下「479号通達」という。)の別表1」に改める。

(2) 通達の記の2(4)本文中、「別表2の金額の範囲とする」を「479号通達の別表2の金額の範囲とする」に改める。

(3) 通達の記の3(3)本文中、「別表3のとおりとする」を「479号通達の別表3のとおりとする」に改める。

文書料一覧表(主なもの)(R8.6.1~) (R8.3.27 基発 0327 第 12 号、R8.3.27 基発 0327 第 5 号)

様式番号等	種 類	金 額	請 求 方 法 等
年金通知様式 第 7 号	遺族(補償)年金請求書に添付する診断書 遺族(補償)年金転給等請求書に添付する診断書 遺族(補償)年金等受給権者の定期報告書に添付する診断書	4,000 円 6,000 円	費用請求 直接請求。 診断書料を受領した場合は「療養の費用請求書」(様式第 7 号(1)または第 16 号の 5)の証明欄に証明する(無料証明)。 手続きを行う者が上記の費用請求書を所轄監督署へ提出する。 障害(補償)年金受給者については被災労働者に直接請求(費用請求)。
介護(補償) 給付請求用	介護(補償)給付支給請求書に添付する診断書	4,000 円 6,000 円	
様式第 10 号 第 16 号の 7	診断書(障害(補償)給付請求用) 障害の部位及び状態に関する診断書(障害(補償)給付請求用)	4,000 円 7,000 円	レセプト請求 傷病(補償)年金受給者についてはレセプト請求。 診療費請求書(診機様式第 1 号)によるレセプト請求。 レセプトの「診療実日数」欄には「999」と記入する。 様式第 8 号等の休業証明の場合は、休業証明期間も記入。 診療費請求書(診機様式第 1 号)によるレセプト請求。 レセプトの「80その他」欄に文書料と記入し、金額を計上する。 また、摘要欄には左記種類(様式番号等)を記入する。
様式第 8 号 第 16 号の 6	休業(補償)給付支給請求書の休業に関する診療担当者の証明	2,000 円 2,200 円	
様式 1	「労災付添看護費用の額の証明書」における医師及び歯科医師の証明	1,000 円 1,100 円	
診 鍼 様 式 第 1 号 第 2 号	はり・きゅう診断書(診鍼様式第 1 号) 施術効果の評価表(診鍼様式第 1 号別添・表 1、表 2) マッサージ診断書(診鍼様式第 2 号)	はり・きゅう単独 3,000 円 4,000 円	
		一般医療と併用 3,000 円 4,000 円 (評価表添付の場合)	
		マッサージ 3,000 円 4,000 円	

年金通知様式 第2号の1 第3号 第4号	傷病(補償)年金決定のための 「傷病の状態に関する届書」及び「報告書」に添付する診断書 傷病(補償)年金受給権者の定期報告書に添付する診断書	4,000 円 6,000 円		
	監督署長が療養の継続の可否等を判断するために求めた診療担当医の診断書	5,000 円 6,000 円		検査に要した費用請求書 (診機様式第1号の2)による レセプト請求。
	監督署長が労災保険給付に関する決定に当たり専門医等から意見等を求めた場合の意見書等 監督署長が受診命令に基づいて作成依頼する意見書等	一般的な医学事項 7,000 円 8,000 円 特に高度な医学的事項 20,000 円 22,000 円	その他	レセプト請求の対象外。 監督署から意見書が依頼された際に所定の請求書用紙が同封される。
アフターケア 手帳の更新	アフターケアの実施期間の更新に関する診断書	5,000 円 (新設)	レセプト請求	アフターケア委託費請求書 (実施要領様式第5号)による レセプト請求。R8.6.1以降 作成分からの新設(それ以前は本人の自己負担)。

- 1 意見書について、令和8年6月1日以降に依頼したものの費用が対象となる。
- 2 診断書について、令和8年6月1日以降に作成されたものの費用が対象となる。
- 3 証明について、令和8年6月1日以降に証明されたものの費用が対象となる。